

日本雑草学会賞選考委員会からのお知らせ（学会賞の選考について）

日本雑草学会賞選考委員会より、2020年度学会賞の選考についてお知らせいたします。

日本雑草学会賞（業績賞，技術賞，奨励賞および論文賞）の選考につきまして，従来の（任意団体）日本雑草学会では，日本雑草学会表彰規程に基づき，学会賞選考委員会にて選考された受賞候補者に対して評議員による承認投票を行い，受賞者を決定しておりました。一般社団法人日本雑草学会におきましても，本表彰規程を引き継ぎ同様の過程を経て学会賞受賞者を決定することとしておりますが，法人移行初年目の本年度につきましては，旧評議員に相当する代議員が不在の状況となっております。

そこで，本年度に限り，旧評議員（2018年4月～2020年4月の期間で任命された評議員）に学会賞受賞候補者の承認投票を依頼し，その結果を参考に社員総会（会長，副会長）にて受賞者を決定することといたします。